

第 12 回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年12月18日(金) 15時00分～17時05分

2 開催場所 天栄村役場 正庁

3 出席委員 (9人)

内	山	正	勝
円	谷		要
松	崎	兵	一
塩	田	善	大
小	針	重	男
石	塚	繁	男
佐	藤	正	尉
常	松		栄
佐	藤	光	榮
大	須 賀		隆
佐	藤	恵	司
金	子	光	彌
車	田	敏	和
小	針	一	之

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

- 報告第1号 農用地使用貸借の合意解約について
- 報告第2号 農地転用に係る調査結果報告について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請適否決定について
- 議案第3号 現況確認証明申請適否決定について
- 議案第4号 令和2年度農用地利用集積計画適否決定について
- 議案書5号 天栄農業振興地域整備計画の変更案について

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。
開会を職務代理よりお願いいたします。

職務代理 事務局長 これより令和2年第12回天栄村農業委員会総会を開会致します。
事務局長 続きまして、会長よりご挨拶をお願い致します。

会長 (会長挨拶)

事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることと
なっておりますので、会長よろしくお願い致します。

会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます、ご協力をよろしくお願い致
します。出席、欠席の報告についてですが、本日の出席委員は9名でありま
す。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、本委員
会は成立しております。議事録署名委員の指名については 石塚委員、佐
藤(正)委員の両名にお願い致します。
それではただいまから議事に入ります。

議長 報告第1号「農用地使用貸借の合意解約について」の件を議題といたします。
No.1について事務局より説明を願います。

事務局 (1ページ～2ページ朗読)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
意見・質疑なしと認め、これは報告事項でありますので、承認とさせていた
できます。

(15:08決定)

議長 続いて、報告第2号「農地転用にかかる調査結果報告について」の件を議
題といたします。
この件につきましては本日、農地対策委員会において現地確認調査が行わ
れました。調査結果について農地対策委員会委員長4番委員より説明をお
願いします。

4番委員 この件につきましては、本日14時30分から農地対策委員会で転用確認
調査を実施しました。この調査は、昨年の12月から今年の11月の間に
転用申請があった農地に進捗状況を確認する調査です。今回は1件となっ
ております。こちらについては、申請者、 さん。申請地は大字下松
本 、用途は駐車場でしたが、現在は調査結果のとおり事業計画変
更申請の許可待ちのため、工事は途中で止まっております。許可が下りし
第、工事再開ということでした、工事完了は来年の年末予定です。調査結
果の報告は以上です。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、報告事項なので、承認いたします。

(15:10決定)

議長 続いて、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定について」の件を議題といたします。No.1について事務局より説明をお願いします。

事務局 (5ページ～6ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。5番委員 よりご説明願います。

5番委員 只今説明がありました、農地法第3条調査・審査基準についてでございますが、12月17日に■■■■さん宅に訪問いたしました。2人に確認しまして間違いのないことでした。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:16決定)

議長 続いて、No.2について事務局より説明願います。

事務局 (5ページ、7朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。4番委員 よりご説明願います。

事務局 4番委員のご説明の前に私の方から補足説明させていただきます。まずこの内容ですが、報告の中の2ページにありましたように、当初は■■■■さんというお花を栽培している会社さん、そこに■■■■さんという方が土地を貸していて、そこで花のハウスを作っていたんですけど、結果的に■■■■さんという方がこの会社の従業員で、御親戚でありました。そして今回、この会社をお辞めになるような事で、本来であれば■■■■さんの方に譲りたいという事でしたが、見てわかりますように法人になっておりまして、法人については農地所有適格法人でない限りは、農地を譲り受けられないというような制度になっています。そこで代表取締役の■■■■さんが、一旦ここを解約させていただいた後に、親戚なのでここは無償で譲り受けるといような事で、今回この第3条の規定による届出という訳になりました。内容につきましては、4番委員さんをお願いします。

4番委員 申請者は私の姪の夫になりまして、私が確認して間違いありませんでしたので、よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:23決定)

議長 続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請適否決定について」の件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (8ページ～11ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。4番委員よりご説明願います。

4番委員 当事者の4名の方については全員に確認をとりまして、内容については間違いないという事でしたので、ご審議よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:30決定)

議長 続いて、議案第3号「現況確認証明申請適否決定について」の件を議題といたします。No.1について事務局より説明を願います。

事務局 (12ページ～16ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。7番委員よりご説明願います。

7番委員 12月14日に事務局と委員の5人で確認いたしました。■■■■さんの土地を確認した所、元々畑だった所が山林化しています。写真を見て分かる通り、松が生い茂って、元の畑に戻すことはできませんという本人の希望です。皆さんに審議をお願いしたいと思います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

委員 確認書で30年前に植林をしたという記載がありますが、それで申請は通りますか。

事務局長 こちらにつきましては、現実的に■■■■さんのお宅で、8番委員さんがおっしゃった通り、花木であれば別ですが、農地に何らかの植林をしてしまうというのは、実は農地転用法の違反になります。ただし、悪気はなく、例えば、実際使い道が無いという場合は植えられる方も多々いますが、そこを農地

転用違反ということで是正するという事は、他のケースを考えても中々難しいという事で、本来であれば農地転用で4条申請を出して頂くのが一番正しいやり方ですが、既に30年以上経過していて、写真を見て分かるようにもう少し早い段階で是正をするというのが本来であったと思います。それが叶わないという事で、現況確認で非農地判断とさせて頂ければということでもよろしく思いしたいと思います。

議長 他にございませんか。

5番委員 内容は十分承知いたしました。このように松が大きくなって周りの方から、批判、不満など出ない場所なのか確認させて頂けますか。

事務局 現実的に木が生い茂っているという事で、お隣や周辺の農地の方に影響を与えているかという、正直申し上げまして水田の北側、14ページをご覧ください。水田の北側に位置しているという事で、特に高い木が水田の邪魔になっているというような事はないという風に、見受けられます。当然、木が高くて邪魔になれば切りたいという風になっていたと思いますが、そのような話もないような事で、何かされるとしても南側の水田等には影響はないのかなと思います。

1番委員 周辺を去年の秋に■■■さんがこの辺をきれいに下刈りしていました。そのような事で、隣接には問題ないかと思います。以上です。

議長 他にございませんか。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(15:42決定)

議長 続いて、No.2について事務局より説明を願います。

事務局 (17ページ～20ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、事務局長より説明願います。

事務局 補足させていただきます。今ほどの現地の状況を見たうえで、写真等も見て頂いて、農地を除外するほどの事案ではないのではないかという事を、担当から説明させて頂きました。基準は何なのかという事ですが、前から農業委員さんをされている方はご存知かと思いますが、この現況確認証明書の確認につきましても、農地法から外れた部分で色々な捉え方がありますが、別紙の資料をご覧ください。福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領を皆様にお配りしております。私どもは、これに基づいて判断し、仕事をしています。皆さんの今後の為にも、今回の事案の為にも説明させていただいた方がよろしいかなと思います、お時間頂きました。

(福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。 7番委員 よりご説明願います。

7番委員 12月14日に、現地に■■■■さん本人立会いで確認に行つて参りました。登記上では畑になっています。以前は作物を作っていましたが、20～30年前から日当たりも悪く作物が育たず、今は採算が合わないという事が本人の回答でした。どうするかという事で現地を確認しましたが、やはり原野ですが、現地を見てもまだできるのではと思ひました。盛土が一部してありますが、180㎡の内の120㎡位、平らな部分はあるのではないかと思います。盛土をならせば問題はなく、畑として機能を果たせるのかなと判断はしてきましたが、ここにいる委員の皆さんの審議をお願いします。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

8番委員 ■■■■さんは、何回か申請がでている方ですよ。7番委員さんから説明があつた通り、写真では伐採してやれば、誰しもが見てもわかりますよね。大きな原木もないです。ただ、本人としてはやる気はないですよ。

7番委員 ないです。

8番委員 この位の面積で、耕作するのは中々難しいですね。

7番委員 補足ですが、私地元ですが■■■■さんという人柄は、一筋縄では今現在はいかないと思います。一般の人から見ればなんだろう。トラクターに乗つて道の駅まで行つてしまうような方で、その辺の考え方がわかりませんから、今8番委員さんからご指摘があつたように、これを否決されても、また役所の方に来て恐らく大きな声を出して、騒ぐのではなからうかと私自身はそう思っています。そうであれば、本人が言うように可決した方が後々良いのではと思ひます。

議長 せっかくなので、一緒に見て頂きました1番委員さんにも、ご意見いただけますか。

1番委員 確かに一筋縄ではいかないけれど、やはりこういう状態の中で是は是、非は基本に沿つてやらなければならないと私は思ひます。個人的にも、私に電話を掛けてきた経過もあり、えらい剣幕で「何をやっているんだ、余計なことを言う事ない」という話もされました。確かに7番委員さんは相手に上手に説明をしていました。この総会で決議しないと、私たちはこの場で言う事は出来ません。といった中で、私がこれは戻せるのではないかと云つて、後から「何を言っているんだ」と後から言われました。世の中は長い物には巻かれるのではなく、このような委員会がある訳ですから是は是、非は非で。一個人であればそのような事はあるけど、審議の中では筋は通さないといけなないのかなと、「なんだ天栄村は」と言われるような事は、やっつてはいけな

と私は思います。見た目は直せるのではないかと。

7 番委員

直せます。3分の2位は整理されている訳ですから。

8 番委員

1 番委員からも言われたように、本来であれば写真を見て私もそう思いますが、私たちは現場に行っていないので、現場に行った人の意見を一番聞かなければならないのですので、申請すれば何でも通ってしまうと言われてしまいますので、皆さんに検討して頂いて。

事務局長
議長

事務局からも一言よろしいでしょうか。
よろしくお願ひします。

事務局長

正直申し上げまして、我々も申請書を見させて頂きまして、写真等見て駄目なものは駄目という事で実は返しています。明らかに駄目なものは、普通の方なら納得して頂いて下がっています。ただ、こちらの方の場合は7番委員さんが心配されているように、大きな声を出したり、暴れはしませんが事務局担当にも恫喝的な事を言われたり、会長の方にも電話をかけて迷惑をかけたりしています。これはこれという事で、委員会として正しい判断をして頂いて、あとは個人的に何を言われても、1番委員さんが先程おっしゃったように、我々は公正な立場で法に則ってやっておりますし、もしそういった部分の批判があるようでしたら、それは事務局として甘んじて受けますので、事務局の方が怒られるなどの心配はなくても結構です。ただ、その時の勢いで私どもが何を言っても聞く耳をもたないので、現実に見て頂いて皆さんの決をとって頂ければ、それは農業委員会の判断になるという事で、私共も説明させて頂いているので、そちらの方もよろしくお願ひしたいと思います。

議長

この場所については、遊休農地の調査など前にしてありましたよね。

事務局

はい。

議長

判定的に、赤判定などありますが、どのような判定でしたか。

事務局長

白判定です。農地パトロールの中では、農業委員さんや事務局の方では遊休農地など認めておりません。

議長

現況を確認して頂いた委員の考えとしては、非農地扱いというよりは、現況耕作すれば、畑として認識すると思いますが、それ以外の農業委員さんは現況を見ている訳ではないので、やはり現況を見て頂いた委員の意見を参考にしながら、評決をしてみたいと思いますが。

他に質問等ございませんか。

事務局長

こちらは農業委員さんだけの評決にしたいと思います。

議長

そうですね。

5 番委員

これは農振区域に入っていますね。農振区域で少し手を加えれば耕作可能な地域であるというような内容ですが、所有者が非常に農地を雑種地です

とか、地目を変更しないといけないということですよね。

事務局長

これについては、本人がしたいという事です。

5番委員

農振地域の解除をしないといけないですよね。

事務局長

それは大丈夫です。これはまず農振地区と言っても先程お話ししたように、基盤整備をしたとか、集团的に何かそこを変えて影響があるという事であれば、外すことができますが、この土地はまず非農地証明を出して、■■■さんが何かするにしても、それをやって頂いてから具体的に、農振の変更をする時に農振地区だからできないというような事はないです。

5番委員

今後このような農地は出てくるのではないかと思うのですが、近い将来、近未来的な事を考慮して私たちは対応するようになるのが、迫られているのではないのか。現代社会の問題で、段々と耕作者が高齢化していなくなってします。確かに農地として活躍できる土地ではあると思いますが、現代の農地法の中で取り扱っていく事になってしまうと、やがてこういう問題が発生した時に、先例があると申請者の意見が通らなくなってしまうのではないかと私は思います。以上です。賛成か賛成じゃないかとまでは言い切れませんが。

議長

賛成というのはどちらに賛成ということですか。

5番委員

申請者の意見に賛成です。今現状このような問題を抱えている人が沢山おられますよね。非常に難しい問題ですが。

事務局長

もう一点。私が言ってどうこうという事ではありませんが、今おっしゃられた事は本当に切実な問題の一つだと思います。ただ、もう一つは農地を守っていく立場にあるのも一つ農業委員会の事でありまして、例えばこの先例が逆に活かされてしまうと、少し手を放して、やる人がいない、一年間耕作放棄しました、という時に、多少草木が生えた時に極端な話で言えば、太陽光をつくりますよと言ったときに、認められてしまうとやはりそれが農地ではなくなってしまえば、我々には規制する材料がなくなってしまう。そうすると、好き勝手にという語弊がありますが、開発された場合に、こちらの写真を見ていただいたらわかるように、この前には田園風景も広がっていますが、農地の中にそういった違和感のある物が出来なくもないという事で、そこはやはり御一考して頂きたいと思います。そういう方向でうちの農業委員会は、手が付けられないというか、担い手のいない農地は草が生えれば外すという方向であれば、構わないと思いますが、その辺も加味してもらえればと思っております。

5番委員

事務局の考えはわかりました。

議長

他に質問がある方は、よろしくお願いします。

今後もこのような事例はあるかと思いますが、やはり法に則って現況を確

- 8 番委員
議長 認して頂いて、判断をしていくことが大事ではないかなと思っております。
会長も現地に行ったと思いますが、どう思いますか。
現況を確認し、自宅に帰って非農地の要件、非農地証明の基準の要件を勉強
させてもらいました。その時点で、■■■■■さんの申請については非農地と
しては、無理かなという判断で自分は思っています。確かにこのような事例
は、出てくるかと思いますが、農地パトロールでも農業委員会と推進委員の
方で見て歩いたときに、白という判断もあり、自分で見た感じは非農地とし
ては難しいというような判断で来ました。ただその場で、エキサイトした■■
■■■さんは食って掛かりましたが、やはりここは我々が見た判断は農業
委員会の委員の方と、相談をしながら判断をして決めることになります。や
はり、農地法に関わる問題ですので、あとで何かあった時に説明ができるよ
うな形でないとこれは後々問題になると思いますので、やはり農地法の非
農地の要件、基準要件に満たしていないとなればこれは、厳しい判断はして
いただきたいなと思っております。現地をみた農業委員さんも荒れた状態
ではなく、農地に戻すことも出来るというような判断でございます。
農業委員さんのみで、これより採決致したいと思えます。
- 4 番委員 周りの土地の所有者は誰ですか。
- 7 番委員 隣接しているのは、先程の■■■■■さんです。こちらは林地化している所
です。
- 4 番委員 本人がやるわけではないのに、手入れしてくださいと言っても、やる訳ない
ですよ。
- 1 番委員 どうしようもないと言っても、今の現状を審査すればいい訳ですから、今後
の事はその次の代の人が決めればいいと思います。今の問題を処理しなけ
ればならないので。
- 7 番委員 別な所は、毎日毎日トラクター出してやっています。
議長 現況の判断で決めましょう。
この件に関しまして非農地として扱えないという事で採決をしたいと思
います。まず、これは非農地としては認められないという方は、挙手願いま
す。挙手多数という事で、この委員会の非農地証明としては判断できないとい
う事で判断させていただきます。
現況を見た限りでは委員会の総意を持って、非農地としては今回無理です
という事で、お願いをしたいと思えます。
- (16:12 決定)
- 議長 続いて、No.3 について事務局より説明をお願いします。
事務局 (21 ページ～24 ページ朗読)
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願

いたいと思います。 7番委員 よりご説明願います。

7番委員

12月14日に現地を確認しました。事務局から説明があったように、周りは山に囲まれています。農道か林道があり、トラック一台通れるくらいの所だと思いましたが、こちらから行くと左下の元々畑だった所は、草木が生い茂って畑にすることは無理という事で私も感じてきました。こちら、委員の皆さんの審議を頂いて、お願いしたいと思います。

議長

説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(16:17決定)

議長

続いて、No.4について事務局より説明を願います。

事務局

(25ページ～29ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。 4番委員 よりご説明願います。

4番委員

こちらにつきましては、12月14日に会長、■■■■さん、私、事務局2人で現地確認してきました。私の集落は40年前、桑畑をしていました。当時、養蚕業を25年ぐらい前にやっていけないという事で、元々山を開墾したわけですが、当時みんな辞めてどうしようという事で、実際杉などを植えた方がいましたが、畑のままにしても作るものはありませんでした。私は開墾した時に、梅を植林して杉などは植林しませんでした。ほとんどの方は手入れができないという事で、そのままになっているか雑木林という状況で、重機が入らないともちろんできませんし、お金もかかります。写真のように、このような現況になっておりますので、やむを得ないのかなと思っております。皆さんのご審議をよろしく願います。

議長

説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認めこれより採決致します。

異議なしの方は挙手願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(16時25分決定)

議長

続いて議案第4号「令和2年度農用地利用集積計画適否決定について」の件を議題といたします。No.1について事務局より説明願います。

事務局

(30ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願

いたいと思います。西郷・中郷地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 こちらの件につきまして、12月16日に確認したところ、間違いございませんでした。ご審議の程、よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(16時27分決定)

議長 続いて、No.2について事務局より説明を願います。

事務局 (30ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。西郷・中郷地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 こちらの件につきまして、12月16日に確認したところ、間違いございませんでした。ご審議の程、よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(16時29分決定)

議長 続いて、No.3について事務局より説明を願います。

事務局 (30ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。西郷・中郷地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 こちらの件につきまして、12月17日に確認したところ、間違いございませんでした。ご審議の程、よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(16時31分決定)

議長 続いて、No.4について事務局より説明を願います。
事務局 (30ページ朗読)
議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。本日、担当の農地利用最適化推進委員が欠席の為、7番委員よりご説明願います。

7番委員 12月16日に、■■■さんと■■■さんに会って来ました。お互い玄米60kgで間違いなしとの事でしたので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
意見・質疑なしと認め、これより採決致します。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
(16時33分決定)

議長 続いて、No.5について事務局より説明を願います。
事務局 (30ページ朗読)
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。上松本・下松本地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 こちらの件について、12月17日に確認いたしました。再設定で、こちらの内容に間違いなしという事でしたので、ご審議よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
意見・質疑なしと認め、これより採決致します。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
(16時35分決定)

議長 続いて、No.6について事務局より説明を願います。
事務局 (31ページ朗読)
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。上松本・下松本地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 12月17日に、電話連絡にて確認したところ、間違いなしとのことでした。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(16時37分決定)

議長 続いて、No.7について事務局より説明を願います。

事務局 (31ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。大里東部・南部地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 12月16日に電話連絡にて確認いたしました。再設定で問題ありませんとの事でしたので、ご審議よろしくお願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(16時40分決定)

議長 続いて、No.8について事務局より説明を願います。

事務局 (31ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。大里東部・南部地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 昨日、電話で確認し再設定で間違いのない事でした。ご審議よろしくお願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(16時42分決定)

議長 続いて、No.9について事務局より説明を願います。

事務局 (31ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。白子地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 12月17日に確認したところ、間違いありませんでしたので、ご審議を願いたいと思います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
意見・質疑なしと認め、これより採決致します。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
(16時44分決定)

議長 続いて、No.10とNo.11については関連がございますので、一括審議といたします。事務局より説明を願います。

事務局 (31ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。飯豊・小川地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 12月16日、 さん、 さん、 さんに16日に確認いたしました。間違いありませんとの事でした。よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(16時46分決定)

議長 続いて、議案第5号「天栄農業振興地域整備計画の変更案について」の件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (32ページ～37ページ朗読)

事務局 補足させていただきます。今回の案件については、農振区域にこれらの土地を編入することについて、意見をお諮りするものとなっております。これは、33ページに記載があるように、農振区域を変更する場合には、村は関係機関に意見を求めなければならないとされております。ここでいう関係機関とは、農業委員会のほかに土地改良区や農協、森林組合等を指しており、今回、委員の皆さんにこちらの変更案について意見がないかお諮りするものとなっておりますので、よろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

8番委員 今年度の事業はもう始まっているけれど、今年度の対象地に追加されるということですか。それとも来年度からということですか。

事務局 こちらは今年度からです。多面的の担当者にも確認しましたが、数字がまだ動いているため、今年度の対象地として含めることができます。

議長 他に意見・質疑ありませんか。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(17時04分決定)

議長

以上を持ちまして、本日提出された案件の議事を終了致しました。

これを持ちまして、議長の席を降りさせていただきます。

ご協力ありがとうございます。

事務局長

閉会を職務代理よりお願いいたします。

職務代理

以上を持ちまして、第12回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

(17時05分終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

令和 2年 12月 28日

内山正勝



石塚繁男



石藤正尉

